



一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
会員事務所の皆さまへ

団体割引
5%

日事連◆建築士事務所サポートプラン のご案内

万一、病気やケガで働けなくなったら？！

所得サポートプラン（所得補償保険）

事務所の家賃
ローン
機器のリース代

家や車のローン

生活費・学費

従業員の給与

とめることのできない月々の出費をカバーし、生活をお守りします。

日常生活で法的トラブルに巻き込まれたら？！

弁護のちから 弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険

日常生活においてあなた自身やお子さまが法的トラブルに巻き込まれた場合の、弁護士への相談費用と委任費用をサポートします。

※2021年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の個人賠償責任補償の保険料と補償内容の改定を行っております。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、本パンフレットを必ずご確認ください。

保険期間 2021年5月1日午後4時から～2022年5月1日午後4時まで 1年間

申込締切日 2021年4月6日（火）

※それ以降は中途加入となります。

・毎月10日までの受付分⇒受付日の翌月1日

・毎月10日過ぎの受付分⇒受付日の翌々月1日 ～2022年5月1日午後4時まで

保険契約者 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会

＜自動継続について＞

毎年5月1日の契約更改時に加入者または損保ジャパンからの特別のお申し出がない場合には、契約は自動的に継続されます。継続加入を行わない場合、また前年と条件を変更して加入する場合は、その内容を記載した「加入依頼書・告知書」の提出が必要となります。

【お問い合わせ先・取扱指定代理店】

有限会社 日事連サービス

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-9-4 東京STビル3F

TEL: 03-3552-1077 FAX: 03-3552-1066

（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）

【引受保険会社】



損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL: 03-3349-5402 FAX: 03-6388-0161

（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）

所得サポートプラン(所得補償保険)

“所得サポートプラン”は
(所得補償保険)

万一、病気やケガで働けなくなった時の

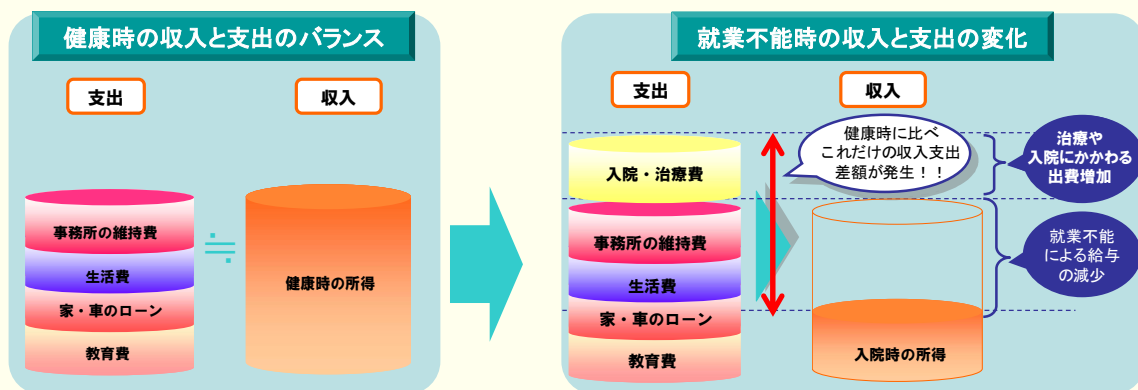
就業不能中の所得をカバーします



健康時と就業不能時の所得のバランス

突然の病気やケガで、就業不能になる事態を想定されていますか？

収入がストップしても、事務所の維持費、生活費、住宅・お車のローン、教育費など、支出は減ることがありません。



所得サポートプランの特長

最長1年間補償！

初年度加入(または通算支払限度期間に関する特約をセット後)および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。

入院だけでなく**自宅療養**による就業不能も補償！

自宅療養は医師の指示による場合にかぎります。

保険期間中、無事故なら保険料の**20%**を返れい！

中途脱退の場合、返れい金はありません。

精神障害による就業不能も補償！

気分障害(躁病、うつ病等)、総合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等による就業不能はお支払いの対象となります。(アルコール・薬物依存等は対象とはなりません)

医師による**診査は不要**！

告知内容によっては、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

ケガによる万一の**死亡・後遺障害**も補償

このような加入のパターンがあります・・・

※加入方法に関するご質問等がございましたら、お気軽に日事連サービスまでご相談ください。

● 事務所を開設する先生がご自身を被保険者として加入(法人・個人事業主問わず)

● 事務所が保険料を負担し、従業員全員を対象として加入(損金処理の対象)

● 事務所に勤める職員(給与所得者)が自身を被保険者として加入



月払保険料例

保険金額	口数	2口の場合	4口の場合	6口の場合	10口の場合
	所得補償保険金 (1か月につき)	10万円	20万円	30万円	50万円
	傷害死亡保険金	500万円	1,000万円	1,500万円	2,500万円
月払保険料	後遺障害保険金	20万円～500万円	40万円～1,000万円	60万円～1,500万円	100万円～2,500万円
	年齢区分	保険料			
	満 15～19 歳	1,284 円	2,568 円	3,852 円	6,420 円
	満 20～24 歳	1,574 円	3,148 円	4,722 円	7,870 円
	満 25～29 歳	1,704 円	3,408 円	5,112 円	8,520 円
	満 30～34 歳	1,954 円	3,908 円	5,862 円	9,770 円
	満 35～39 歳	2,274 円	4,548 円	6,822 円	11,370 円
	満 40～44 歳	2,674 円	5,348 円	8,022 円	13,370 円
	満 45～49 歳	3,074 円	6,148 円	9,222 円	15,370 円
	満 50～54 歳	3,454 円	6,908 円	10,362 円	17,270 円
	満 55～59 歳	3,614 円	7,228 円	10,842 円	18,070 円
	満 60～69 歳	3,774 円	7,548 円	11,322 円	18,870 円

保険期間1年、対象期間1年、支払対象外期間7日、職種級別1級、団体割引5%、天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約セット

● 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。満年齢69歳までの方がご加入対象となります。

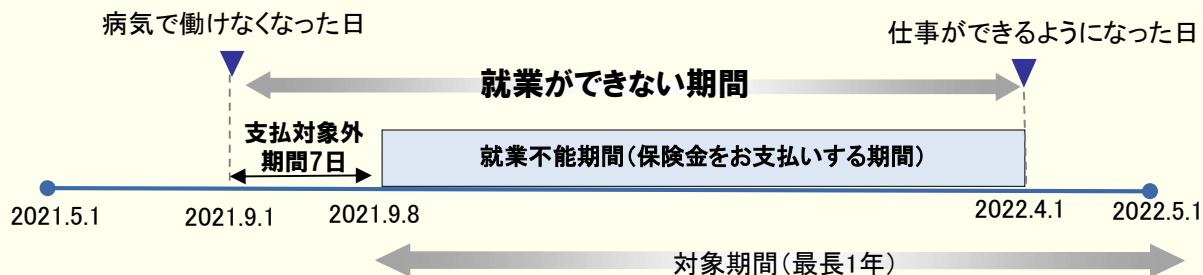
● 年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。

所得サポートプランのしくみ

加入例) 10口(月額保険金額50万円)加入の場合

脳こうそくにより就業不能となり、2021年9月1日から4か月間入院し、医師の指示により自宅療養とリハビリが3か月間続き、2022年4月1日から仕事復帰となった場合・・・

お支払いする保険金: 50万円×6か月+50万円×(24日÷30日)=340万円



* 最初の7日間はお支払対象外期間となり、8日目から仕事に復帰するまでの期間の月々の所得を補償します。
※ 保険金お支払対象期間は、支払対象外期間終了日の翌日から起算して1年間を限度とします。

保険金額と月払保険料

(保険期間1年、対象期間1年、支払対象外期間7日、職種級別1級、団体割引5%、天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約セット)

一口あたり保険金額	内容	保険金額
	【所得補償保険金額】 病気・ケガによる 就業不能のとき	1か月につき 5万円
	【傷害特約*】 ケガで死亡または後遺 障害が発生したとき	一時金 250万円

* 傷害による死亡・後遺障害補償特約をいいます。

1口あたり 月払保険料	加入口数	月払保険料
円	口	円

※右表の年齢区分より選択

※月払保険料は、集金代行会社の日本共同システム（NKS）がご指定の口座から毎月控除します。
本制度の保険料口座事務運営費として、1回の口座振替につき110円が振り替えられますのでご了承ください。

一口あたり月払保険料	年齢区分	保険料
	満 15～19 歳	642 円
	満 20～24 歳	787 円
	満 25～29 歳	852 円
	満 30～34 歳	977 円
	満 35～39 歳	1,137 円
	満 40～44 歳	1,337 円
	満 45～49 歳	1,537 円
	満 50～54 歳	1,727 円
	満 55～59 歳	1,807 円
	満 60～69 歳	1,887 円

保険料について

- 保険料は、保険始期日（中途加入日）時点の満年齢によります。**満年齢69歳までの方がご加入対象となります。**
- 年齢は、保険期間の初日現在（中途加入の場合は中途加入日時点）の満年齢とします。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害による死亡・後遺障害補償特約保険料を除きます。（2021年1月現在）

<月払保険料の計算(例)>



前提条件：年齢38歳、男性、年収600万円（ボーナス含む）、健康保険（給与所得者）の被保険者

Step1 保険金額の設定

加入可能な口数の限度を計算し、その範囲内で口数（保険金額）を設定いただきます。

平均月間所得額

加入可能な保険金額

加入口数の限度

年収600万円 ÷ 12か月 = 50万円 → 50万円 × 50%（※） = 25万円 → 25万円 ÷ 5万円（1口） = 5口

（※）本ケースは、健康保険の被保険者であるため、ご加入可能な加入口数の限度額は平均月間所得額の50%までとなります。

Step2 月払保険料の計算

設定いただいた口数を、年齢ごとに設定される1口あたりの保険料に乗じて、月払保険料を計算します。

1口あたり月払保険料 35～39歳 1,137円 × 加入口数 5口 = 5,685円

（注）口座振替時には、上記保険料に対して110円が手数料として加算され引き落とされます。

所得補償保険金額は、右表の範囲内、かつ1口以上10口以内でお決めください。 ※他に所得補償保険にご加入の場合は、その保険金額も合算のうえで加入口数をお決めください。	被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
	国民健康保険(例：個人事業主)	85%以下
	健康保険(例：給与所得者)	50%以下 * 健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
	共済組合(例：公務員)	40%以下

<告知の大切さについて>

- 告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
※ 口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※ 「ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

1 弁護士費用補償

被保険者の範囲: 被保険者ご本人



“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

AC1型・AC10型・AD1型・BC1型・BC10型・BD1型は①から⑤までの5つのトラブルを補償します。

AC2型・AC20型・AD2型・BC2型・BC20型・BD2型は①から④までの4つのトラブルを補償します。

トラブルの当事者



被保険者ご本人だけでなく、
お子さま^(※1)が遭遇された
トラブルについても対象となります。

①人格権侵害^{(※2)(※3)}

- 子どものいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワークサービス(SNS)上でいじめもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



②被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といわれて、偽物のブランド品を売りつけられた。



③借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



トラブルの当事者



次の法的トラブルについては、
**調停等に要する弁護士への
各種費用が対象となります。**

④遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤離婚調停^(※2)

[AC1型、AC10型、AD1型、BC1型、BC10型、BD1型のみ]

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- 子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きすることとなった。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。

× 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブルなど

(※1) 被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚の子が対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルまたは離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

(※3) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

2 ケガの補償

被保険者の範囲: 被保険者ご本人



日常生活におけるケガ(傷害)も、24時間補償します。

国内・国外補償

急激かつ偶然な外来の事故によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる保険金

死亡

事故の発生の日から180日以内

後遺障害

事故の発生の日から180日以内

入院

入院1日目から補償

手術

1事故につき1回の手術を補償

通院

通院1日目から補償



(注) 入院日数は180日限度、通院日数は90日限度(事故の発生の日から1,000日以内)となります。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

「特定感染症(※)危険補償特約セットプラン」を新設しました。

(※)「特定感染症」とは、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」により指定された新型コロナウイルスおよび「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2021年1月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

【AC10、AC20、BC10、BC20型】

➔ 1 弁護士費用補償

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償※

1 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年につき)

通算 **10万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談にかかった費用

− 自己負担額
(免責金額) **1,000円**

2 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年につき)

通算 **300万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士委任にかかった費用

× (100% − 自己負担割合 **10%**)

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。



いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

法律相談にかかった費用 **1万円**

法律相談費用保険金のお支払額

1万円 − 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

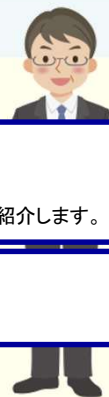
弁護士委任にかかった費用 **40万円**
着手金 15万円、報酬金 25万円

弁護士委任費用保険金のお支払額

40万円 × (100% − 10%(自己負担割合)) = **36万円**

合計 36万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。



★相談できる弁護士が身近にいなくても安心! 「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。

お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

★「緊急時被害事故トラブルサポート」

被害事故に遭遇し緊急の対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。

警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、緊急時の対応等についてアドバイスさせていただきます。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からにかぎりあります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【受付時間】24時間365日 0120-727-110

3 個人賠償責任補償

＋ オプション

被保険者の範囲: ご家族の皆さま(※)



「安心・安全」な日常生活をおくるためには、賠償事故の加害者となってしまったときの備えも不可欠です。

国内・国外補償

示談交渉サービス付
(日本国内で発生した事故のみ)

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたこと、国内で受託した財物を壊したことや線路への立入りで電車等を運行不能にさせてしまったこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。自己負担額(免責金額)はありません。

(※) 「ご家族の皆さま」とは次のとおりです。

① 被保険者本人 ② 本人の配偶者 ③ 本人またはその配偶者の同居の親族 ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤ 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりあります。)。ただし、本人に関する事故にかぎりあります。

⑥ ②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりあります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりあります。



(注1) 保険金のお支払方法等重要な事項は、P.8「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

(注2) 弁護士費用補償または個人賠償責任補償における補償の重複については、P.8「この保険のあらまし」以降をご確認ください。

保険金額と月払保険料

(保険期間1年、団体割引5%、天災危険補償特約、入院保険金支払限度日数変更特約(180日)、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)

<基本補償(傷害総合保険+弁護のちから)>

- 設計業務を専業でされている方(職種級別A級)

New !							
New !							
	型名	AC1	AC10	AC2	AC20	AD1	AD2
弁護士費用補償	補償対象となるトラブル	被害事故/借地・借家/離婚調停/遺産相続調停/人格権侵害		被害事故/借地・借家/遺産相続調停/人格権侵害		被害事故/借地・借家/離婚調停/遺産相続調停/人格権侵害	被害事故/借地・借家/遺産相続調停/人格権侵害
	法律相談費用	通算10万円限度(自己負担額1,000円)					
	弁護士委任費用	通算300万円限度(自己負担割合10%)					
ケガの補償	死亡・後遺障害保険金	300万円				100万円	
	入院保険金日額	3,000円				-	
	手術保険金	重大手術の場合 : 12万円 入院中の手術 : 6万円 外来の手術 : 1万5千円				-	
	通院保険金日額	1,500円				-	
特定感染症危険補償特約		-	付帯あり	-	付帯あり	-	-
月払保険料		1,980円	2,070円	1,870円	1,960円	960円	850円

- 設計業務だけでなく施工業務もされている方(職種級別B級)

	型名	BC1	BC10	BC2	BC20	BD1	BD2
弁護士費用補償	補償対象となるトラブル	被害事故/借地・借家/離婚調停/遺産相続調停/人格権侵害		被害事故/借地・借家/遺産相続調停/人格権侵害		被害事故/借地・借家/離婚調停/遺産相続調停/人格権侵害	被害事故/借地・借家/遺産相続調停/人格権侵害
	法律相談費用	通算10万円限度(自己負担額1,000円)					
	弁護士委任費用	通算300万円限度(自己負担割合10%)					
ケガの補償	死亡・後遺障害保険金	300万円				100万円	
	入院保険金日額	3,000円				-	
	手術保険金	重大手術の場合 : 12万円 入院中の手術 : 6万円 外来の手術 : 1万5千円				-	
	通院保険金日額	1,500円				-	
特定感染症危険補償特約		-	付帯あり	-	付帯あり	-	-
月払保険料		2,540円	2,630円	2,430円	2,520円	1,030円	920円

<オプション(個人賠償責任補償)>

型名	K
保険金額	1億円
月払保険料	160円

※月払保険料は、集金代行会社の日本共同システム(NKS)がご指定の口座から毎月控除します。本制度の保険料口座事務運営費として、1回の口座振替につき110円が振り替えられますのでご了承ください。

弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりませんが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】



【「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注)「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

ご加入者限定電話相談サービス

SOMPO 健康・生活サポートサービス

所得補償保険・弁護のちからのご加入者は電話相談サービスを無料でご利用いただけます。

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、所得補償保険・弁護のちからにご加入いただいている皆さまがご利用いただける**各種無料電話相談サービス**です。

サービスメニュー

- 健康・医療相談サービス
- 介護関連相談サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス(予約制)
- 法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)
 - 一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。
- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス

- (注1) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- (注2) ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- (注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
- (注4) ご相談内容やお取次事項によっては有料となるものがあります。
- (注5) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (注6) ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品のご仕組み： 日事連・建築士事務所サポートプランは以下の保険によって構成されています。
 - 所得補償保険(所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。)
 - 傷害総合保険(傷害総合保険普通保険約款に弁護士費用総合補償特約等の各種特約をセットしたものです。)
- 保険契約者： 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
- 保険期間： 2021年5月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日： 2021年4月6日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等： 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者： (一社)日本建築士事務所協会連合会の会員である各都道府県建築士事務所協会の会員事務所の役職員ならびにその従業員
- 被保険者： 上記役職員ならびにその従業員(ただし、所得補償保険は保険始期時点で満15歳以上満69歳以下で勤労所得のある方。傷害総合保険は未成年者を除きます。)
- お支払方法： 2021年5月から口座振替となります。(12回払)
本制度の保険料収納業務の委託会社は(株)日本共同システム(NKS)とします。加入依頼書が所定の締切日までに損保ジャパンに提出された場合には、保険料が翌月以降毎月22日に口座振替されます。(ただし22日が金融機関の休業日である場合は翌営業日)
* 中途加入の場合は、中途加入の保険期間開始日の属する月から毎月口座振替します。
- お手続き方法： 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、取扱代理店の日事連サービスまでご送付ください。

<所得補償保険>

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」、「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※1	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」、「告知書」※2をご提出いただきます。 ※2 告知書は、保険金額の増額、対象期間の延長、支払対象外期間の短縮等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

<傷害総合保険>

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※1	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

※1「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は取扱代理店の日事連サービスまでお問い合わせください。

(注)【傷害総合保険にご加入の場合】ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 中途加入： 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)から2022年5月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の属する月から口座振替されます。
- 中途脱退： この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店の日事連サービスまでご連絡ください。
- 保険料口座振替不能の場合： 第1回保険料の口座振替が不能のときは、当該加入依頼書の申し込みは無効となります。
第2回目以降の保険料の口座振替が不能のときは、次の振替月に2か月分の口座振替(併徴振替)をします。
請求した2か月分についても更に口座振替が不能の場合は、口座振替不能月の1日から保険の効力はなくなり、自動的に脱退となります。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

- 満期返れい金・契約者配当金： この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

- 無事故戻し返れい金：

<所得補償保険> 保険期間が満了した場合(保険期間の終期までご契約が有効に存続した場合)において、保険期間中に保険金をお支払いすべき就業不能の発生がなかったときは、保険料の20%を「無事故戻し返れい金」として、ご契約者にお返しします。
(注) 保険期間の途中で解約(脱退)等が行われた場合は、無事故戻しは行いません。

<傷害総合保険> 無事故戻し返れい金はありません。

<所得補償保険>補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償保険 基本補償 被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合	次の計算式によって算出した金額をお支払いします。 $\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額(月額)}^{(*)1} \times \text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(**)2} \text{の月数}^{(**)3}$ $\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(**)2} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$ (※1) 加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。 (※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。 (※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。 (注1) 対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 (注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 (注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ② 被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 (注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を始めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 (注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。 なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が出た場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 (※) 本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。 (注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。 なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。	● 次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④ 妊娠、出産、早産または流産 ⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの など ● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) など ● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑨ 精神障害性障害血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩ 妊娠または出産を原因とした就業不能 (注) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。) (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
傷害による死亡 後遺障害補償特約 被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によってケガをされた場合	(1) 死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、特約保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{特約保険金額の全額}$ (2) 後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて特約保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、特約保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{特約保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(4\% \sim 100\%)}$	① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④ 脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 外科的手術その他の医療処置 ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪ 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など

(*) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が出ない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意ください

●特定疾病等対象外特約について

- 告知書で告知していた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
- 「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
- ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の途中での削除はできません。

(削除できない場合の例)

○補償対象外とする疾病群が複数の場合

○告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合 など

- 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●基本補償の保険金額の設定について

ご加入いただく基本補償の保険金額の設定については、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。

また、他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※)「他の保険契約等」とは、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例：個人事業主)	85%以下
健康保険(例：給与所得者)	50%以下 * 健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例：公務員)	40%以下

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありせん。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院(※)していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間 (保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※)骨髄採取手術を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

＜傷害総合保険＞補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下ケガの補償において「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。AC10、AC20、BC10、BC20型の場合、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約の対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ケガ 国内 国外 補償	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④ 脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 外科的手術その他の医療処置 ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑩ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪ 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくはは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合 (4\% \sim 100\%)}$	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日（※）を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数 (180日 (※) 限度)}$ （※）入院保険金支払限度日数変更特約（180日）をセットしています。	
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。 なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ② 先進医療に該当する手術（※2） 手術 (重大手術 (※3) 以外) ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×20(倍) ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) 重大手術 (※3) 手術保険金の額＝入院保険金日額×40(倍) (注) 重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。	
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数 (事故の発生の日から 1,000日以内の90日限度)}$ (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

傷害 国内 外補償	【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】(AC10、AC20、BC10、BC20型にご加入の場合) 特定感染症(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※)「特定感染症」とは、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」により指定された新型コロナウイルス感染症および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2021年1月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管 出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。
--	---

弁護士費用補償(弁護士費用総合補償特約)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いできない主な場合	
弁護士費用 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象	弁護士費用(注) 法律相談費用保険金 + 弁護士委任費用保険金	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下に該当するトラブル(※1)について、弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、1・2・5のトラブルの場合は、被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。 なお、1・5のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。 該当するトラブルとは、AC1型、AC10型、AD1型、BC1型、BC10型BD1型の場合1か5までのいずれか、AC2型、AC20型、AD2型、BC2型、BC20型、BD2型の場合1245のいずれかをいいます。 1 被害事故に関するトラブル ケガを負われた、財物を壊された、盗難または詐欺にあった等(※2)の被害を被ったことによるトラブルをいいます。 2 借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。))に関するトラブルを含みません。 3 離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。 (注1) 原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 (注2) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 4 遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分の減殺請求(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 (注) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 5 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注1) 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりします。 (注2) 原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したことによるトラブルに対しては、保険金をお支払いしません。		【全トラブルに共通の事由】 ① 故意、重大な過失または契約違反 ② 自殺行為(※)、犯罪行為または闘争行為 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用 ④ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥ 国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦ 財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体障害または他の財物の損壊が発生している場合は除きます。 ⑧ 被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関する。	
		前記1に該当する場合 ⑫ 自動車等の所有、使用もしくは搭乘または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者を親権者とする未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑬ 医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑭ あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑮ 薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ⑯ 身体美容または整形			
		前記1・2・5に該当する場合 ⑰ 被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子とその親族との間で発生した事由			
		前記1・5に該当する場合 ⑱ 環境汚染 ⑲ 環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑳ 騒音、振動、悪臭、日照不足等 ㉑ 電磁波障害			
		前記3に該当する場合 ㉒ 被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル			

個人賠償責任補償(個人賠償責任補償特約)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任 (国内外補償) (注)	日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありませぬ)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ② 被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③ 日本国内で受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合 ④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)。銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的的事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1)次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの (※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明		
用語	用語の定義	
原因事故	法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生の時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。	
	トラブルの種類	原因事故の発生の時
	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時
	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時（通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時）
	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時
	4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時
	5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時
財物	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物（通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。）をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。	
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます	
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html)	
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。	
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。	
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	
被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子	被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。	
弁護士	弁護士法（昭和24年法律第205号）の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。	
法律相談	弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条（弁護士の職務）に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。	
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。	
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。 （※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来こつたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。	
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。	
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。	
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。	

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

<傷害総合保険>

●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務

★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法に

●弁護士費用補償において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

<所得補償保険>

●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

●ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。

①特別な条件を付けずにご加入いただけます。

②特別な条件付きでご加入いただけます(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)」でご加入いただけます。)

③今回はご加入いただけません。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。

告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知しなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●傷害による死亡・後遺障害補償特約の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

●ご加入初年度の保険期間の開始時(※¹)より前に発病(※²)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※¹)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)に対しては保険金をお支払いします。

(※¹)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※²)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

<傷害総合保険>

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- <他の身体障害または疾病の影響>
- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

<所得補償保険>

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - ・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - ・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
 - ① 他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
 - ② 職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
 - ③ 加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
 - ④ 他の保険契約等がある場合

など

<共通>

- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎります。)を解除することを求めることができます。
お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。
あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

* 中途加入の場合は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

<弁護士費用総合補償特約>

- 離婚調停に関するトラブルおよび人格権侵害に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合(所得補償保険の場合は就業不能が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。
保険金支払事由に該当した日(所得補償保険の場合は就業不能期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

など

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類	など
③	身体または疾病の程度、傷害の程度、保険の対象の価額、身体障害の内容、就業不能の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、 診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、 源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、 売上高等営業状況を示す帳簿(写) ③法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合 法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、 法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士委任契約書、 裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・ 示談書または判決書その他これに代わるべき書類	など など など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書	など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など
⑦	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書	など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)所得補償保険にご加入の場合で就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。

(注2)保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病气やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

<所得補償保険>

●保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。

●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。所得補償保険にご加入の場合で中途脱退(解約)の場合は、無事故戻し返れい金はお支払いできません。

<傷害総合保険>

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<所得補償保険>

●ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

●傷害による死亡・後遺障害補償特約をセットされた場合において、死亡保険金を支払うべきケガによって被保険者が死亡されたときは、傷害による死亡・後遺障害補償特約の保険料を返還しません。この場合において、分割払契約の未払込分割保険料があるときは、加入者は保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただく必要があります。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時に約束手続した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。傷害総合保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。所得補償保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompojapan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

もう一度ご確認ください！

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 ☐ 保険金額 ☐ 保険期間 ☐ 保険料、保険料払込方法 ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- ☐ 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

☐ 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

〈
傷
害
総
合
保
険

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

詳しくはホームページをご参照ください

日事連サービス

検索

Qお問合せより
ご連絡ください

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●取扱代理店 有限会社日事連サービス

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-9-4 東京STビル3F
TEL 03-3552-1077 FAX 03-3552-1066
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5402 FAX 03-6388-0161
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル】 0570-022808＜通話料有料＞

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
 - 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。
 - このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。